

入 所 負 担 金

(I 型介護医療院Ⅲ)

令和 6 年 6 月 1 日

利用者負担段階区分	食事負担金 (1食でも算定)	居住費 (外泊でも算定)	個人 入所一割負担金 (世帯)	利用料/入所一割負担金内訳 (二) サービス費 (ii)・夜勤 (IV)
現役並み所得 (3割) 課税所得690万円以上 課税所得380~690万円未満			3 割 (140,100円上限) (93,000円上限)	要介護 1 805円× 30日= 24,150円 2 914円× 30日= 27,420円 3 1,148円× 30日= 34,440円 4 1,248円× 30日= 37,440円 5 1,338円× 30日= 40,140円 ・サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6円/日 ・夜間勤務等看護加算Ⅳ 7円/日 ・初期加算 (入所日より30日間) 30円/日 ・感染対策指導管理 6円/日 ・高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) 5円/日 ・褥瘡対策指導管理 (Ⅰ) 6円/日 ・安全対策体制加算 (入所時) 20円/回 ・リハビリ (理学療法 (Ⅰ)、作業療法) 入所より4ヶ月迄 123円/回 入所より4ヶ月超 (1月に10回迄) 123円/回 (" 超) 86円/回 ・リハビリ (言語聴覚療法) 入所より4ヶ月迄 203円/回 入所より4ヶ月超 (1月に10回迄) 203円/回 (" 超) 142円/回 ・リハビリ体制強化加算 35円/回 ・短期集中リハビリテーション 240円/回 ・認知症短期集中リハビリテーション 240円/回 ・薬剤管理指導 (週1、月4回限度) 350円/回 ・療養食加算 6円/回 ・経口維持加算Ⅰ 400円/月 ・経口維持加算Ⅱ 100円/月 ・協力医療機関連携加算 100円/月 ・初期入所診療管理 250円/回 (入所2週間以内に1回のみ) ・医学情報提供 (Ⅰ) 病院 220円/回 ・医学情報提供 (Ⅱ) 診療所 290円/回 ・緊急時治療管理 518円/日 ・退院時情報提供加算 (Ⅰ) 居宅 500円/回 ・介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) 29/1000 /日 ・地域区分 (特定診療費除く) (1単位=10.27円) ・その他サービス費
一 般 (2割)	1,445円/日×30日 =43,350円	377円/日 ×30日 =11,310円	2 割	
一 般 (1割)			1 割 (最高44,400円) ※課税所得により負担 上限額は変わります	
第3段階①	650円/日 ×30日=19,500円		1 割	
第3段階② 市町村民税非課税世帯に属する	1,360円/日 ×30日=40,800円	370円/日 ×30日 =11,100円	(最高24,600円)	
第2段階 市町村民税非課税世帯に属する	390円/日 ×30日=11,700円		1 割 (最高15,000円)	
第1段階 市町村民税非課税世帯に属する	300円/日 ×30日= 9,000円	0円/日	1 割 (最高15,000円)	
老齢福祉年金受給権者 生活保護受給権者				
私物洗濯料 (希望者)	400円/Kg (乾燥後重量) (7,700円上限)	散髪代 (希望者)	1,800円/回	

※CT等の複雑なレントゲンを撮影、その他医療行為があった場合、医療保険の外来で請求致します。

※サービス費用が最高負担金を上まわった場合は、各市町村窓口で還付(高額療養)が受けられます。

※介護保険での障害医療証は使えません。

※介護保険での原爆医療・特定疾患は、居住費・食事負担・(自己負担)が必要です。

※おむつ代は入所料に含まれます。

※厚生労働省の改定により変更がありますので、掲示等にてご確認お願いいたします。